

地理的表示（GI）の使用に関するガイドライン

令和5年4月

農林水産省 輸出・国際局

知的財産課

1 はじめに

地理的表示保護制度は、その地域ならではの自然や歴史、文化、風習の中で育まれてきた品質や社会的評価などの特性を有する農林水産物・食品を国が登録し、その名称を地域の知的財産として保護する制度である。

地理的表示（Geographical Indication）の登録によって、登録に係る特定農林水産物等（以下「登録産品」という。）にのみ、当該登録産品の名称使用が可能となる。その名称の不正使用に対しては、農林水産省が取締りを行い、模倣品の排除やフリーライドの防止を通じ、登録産品のブランド保護を図るものである。

本ガイドラインは、地理的表示の不正使用への該当性についての法令上の解釈に当たり特に留意が必要な事項を明確にし、登録生産者団体や加工・流通・販売業者等が地理的表示や GI マークを使用する際のリスクを軽減し、地理的表示や GI マークの使用を促進するために公表するものである。なお、本ガイドラインでは必要に応じて事例を用いた説明を行っているが、これらの事例は仮定の行為を例示したものであり、具体的な行為が登録産品の名称の不正使用に該当するか否かは、GI 法の規定に照らして個別事案ごとに判断されることに留意する必要がある。

なお、本ガイドライン中の「登録産品」には、指定に係る特定農林水産物等（以下「指定産品」という。）を含むものとする。

(※) 関係法令・規程の略称一覧

GI 法：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）

GI 法省令：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成 27 年農林水産省令第 58 号）

名称審査基準：特定農林水産物等審査要領別添 3 名称審査基準（平成31年1月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知）

2 「地理的表示」及び「類似等表示」について

- (1) GI 法第 3 条の適用に当たっては、「地理的表示」に「地理的表示と同一の表示」が含まれるものとして扱う。地理的表示と同一の表示とは、ある地理的表示に、当該地理的表示中の地名よりも広域又は狭域の地名や、当該地理的表示中の農林水産物等の名称に生産方法等を付加した名称など、称呼、意味内容及び外形から見て当該地理的表示との同一性が維持されていると評価できる名称の表示をいう。
- (2) GI 法第 3 条第 2 項の「類似等表示」とは、地理的表示に類似する表示又はこれと誤認させるおそれのある表示をいう。具体的には、当該表示により地理的表示を使用した場合と同様に登録産品の価値にフリーライドしているものと評価できる名称の表示をいう。
- (3) GI 法第 3 条の適用に当たり、その名称の表示が地理的表示や類似等表示に該当するかどうかについては、それぞれの語がこれらの表示を一体的に構成するかどうかを、称呼、意味内容及び外形から判断することとなる。例えば、以下の①及び②の表示については、地理的表示と同一の表示として地理的表示に該当する

ものとり扱い、以下の③から⑨までの表示については、類似等表示に該当するものとり扱う。

- ① 登録名称を平仮名、片仮名、訓令式若しくはへボン式ローマ字又は通例用いられる漢字を用い相互に変換した表示（名称審査基準第4（ア））

（登録名称「霞が関りんご」に対し、「かすみがせきりんご」「カスミガセキリンゴ」「KASUMIGASEKI RINGO」「霞が関林檎」等の表示を用いた場合。）

- ② 登録名称の前後又は間に登録製品の生産地を含む地名、等級、屋号、製法等の修飾語を付した表示（同第4（イ））

（登録名称「霞が関りんご」に対し、「東京・霞が関りんご」「東京農園の霞が関りんご」「霞が関産りんご」「霞が関手摘みりんご」「霞が関りんご・秀」等の表示を用いた場合。）

- ③ 登録名称に当該登録製品の生産地以外の地名を伴う表示など登録製品の明細書に定められた事項に適合しない修飾語を付した表示（GI 法省令第2条第1号、名称審査基準第4（ウ））

（登録名称「霞が関りんご」（紅玉、LL）に対し、「神奈川霞が関りんご」「霞が関青りんご」「霞が関小玉りんご」等の表示を用いた場合。）

- ④ 登録製品の種類、型、様式に関する表示や模造品である旨の表示、これらに類する表現を伴う表示（GI 法省令第2条第2号）

（登録名称「霞が関りんご」に対し、「霞が関風りんご」「霞が関スタイルりんご」等の表示を用いた場合。）



<説明>

「市田系の干柿」は、市田柿の型式・様式に関する表示に該当する。

- ⑤ 登録名称の全部又は一部を翻訳した表示又はその語を平仮名等に変換した表示（同条第3号、名称審査基準第4（カ））

※登録製品を取り扱う者が当該表示を使用する場合を除く（GI 法省令第3条第5号）

（登録名称「霞が関りんご」に対し、「霞が関あつぷる」等の表示を用いた場合。）

- ⑥ 登録製品の原産国や原産地を示す地名、国旗その他これらに類する表示を用いることにより、登録製品又はこれを登録製品を主な原材料とする加工品であると誤認させるおそれがある表示（GI 法省令第2条第4号）

（登録名称「北海道パイナップル」に対し、「パイナップル」の文字と、北海道を連想させる図形とを組み合わせた表示等を用いた場合。）

- ⑦ 全体の称呼や表示の外観から、登録名称を表したものと誤認させるおそれがある表示（名称審査基準第4（エ））

(登録名称「霞が関りんご」に対し、「霞が崎りんご」(称呼類似)、「霞が間りんご」(外観類似)等の表示を用いた場合。)

⑧ 普通名称に加え括弧書きで登録産品の生産地に係る地名を付した表示
(登録名称「霞が関りんご」に対し、「りんご(霞が関産)」等の表示を用いた場合。)(同第4(オ))

⑨ その他、構成全体として登録産品を表したものと誤認させるおそれがある表示(文字と図形の組合せを含む)(同第4(キ))

(登録名称「霞が関りんご」に対し、りんごそれ自体やその包装等に「霞が関」と表示等した場合。)

(4) ただし、地理的表示又は類似等表示と紛らわしい表示であっても、包装等において当該表示を構成する文字が表面と裏面に配置されており、同一視野にないなど十分に距離を置いて表示されている場合、当該表示を構成する語の一部が他の語に比して強く支配的な印象を与えている場合など、一つの表示としての一体性が失われている場合には、地理的表示又は類似等表示に当たらないものと考えられる。

一体性が失われていないと考えられる例



<説明>

上の設例は、「紀州名産」と「金山寺味噌」の文字は改行されており文字の大きさも異なるが、「紀州名産」の文字は、その意味内容から「金山寺味噌」を説明していることが明白であり、登録産品「紀州金山寺味噌」を想起させる。

下の設例は、「紀州名産」と「金山寺味噌」の文字が離れているものの、商品である金山寺味噌の写真を含んでおり、上の図と同様、「紀州名産」の文字は、その意味内容と外観から「金山寺味噌」を説明していることが明白であり、登録産品「紀州金山寺味噌」を想起させる。

一体性が失われていると考えられる例

<p>鹿児島精肉店 黒毛和牛 100g 1200円</p> 	<p><説明> 同一視野に「鹿児島」「黒」「牛」の文字があるが、「鹿児島」は「精肉店の店名」であり、「黒」「牛」は「黒毛和牛」の文字の一部であることから、「鹿児島」「黒」「牛」の一体性は失われている。</p>
--	--

3 「使用」について

- (1) GI法第3条第1項は、登録製品の生産業者やこれを取り扱う者に、登録製品又はその包装等への地理的表示の使用を認めている。
- (2) 一方、同条第2項本文は、同条第1項の場合を除き、何人も、登録製品と同じ区分の製品やこれを主な原料若しくは材料（以下「主な原材料」という。）とする加工品に当該登録製品の地理的表示又は類似等表示を「使用」してはならないこととしている。これは、同じ市場において、登録製品の価値にフリーライドすることにより市場価値を高めて不当に利益を得る行為や、需要者に登録製品と誤認させ、誤った選択をさせることにより、登録製品を生産、販売する者の販売機会を損失させ、本来得られたはずの利益を失わせるような行為を禁止するものである。
- (3) したがって、「使用」に該当するかどうかについては、登録製品でない農林水産物等やその包装等に地理的表示又は類似等表示を使用していることが、登録製品に対するフリーライドに該当すると評価できるかどうかを基準に判断する。フリーライドに該当するかどうかは、地理的表示を構成する地名若しくは製品名と同一の表示又はこれらを想起させる表記を含む表示を、当該農林水産物等が登録製品、登録製品と同等の製品又は登録製品を主な原材料とする加工品であるとの誤認が生じるような方法により使用しているかどうかにより評価する。例えば、
 - ・事実の一部や特定の側面を殊更に強調した商品名、キャッチコピーや説明書き
 - ・事実の一部や特定の側面を、より一般的に表記できるにもかかわらず、その方法によらない表記等については、一般に登録製品の価値にフリーライドしているものと評価できることから、「使用」に該当するのが通常である。
- (4) 一方、地理的表示又は類似等表示を使用する場合であっても、それが客観的な事実を表記するためであって、称呼、意味内容及び外形上から、登録製品、登録製品と同等の製品又は登録製品を主な原材料とする加工品であるとの誤認が生じないようなものといえる場合など、一般に登録製品の価値にフリーライドしていないと評価できるものについては、「使用」に該当しないのが通常である。

事実の一部を殊更に強調したと考えられる例【(3) 関係】



<説明>

「4種のチーズ」のうち、1種類のチーズのみを抜き出して、殊更に「パルメジャーノレッジャーノ」を使用した旨を強調していると考えられる。(注:「パルメジャーノレッジャーノ」は指定産品)

なお、パルメジャーノレッジャーノが25%以上含まれているなど主な原材料に該当する場合(GI法第3条第2項第1号に該当する場合)は地理的表示又は類似等表示の使用が許容される。(4(4)②参照)



<説明>

登録産品「市田柿」とは異なる産品だが、柿の品種「市田柿」の果実を原料としている干柿に対し、「品種：市田柿」と表記している。原料柿の品種が「市田柿」であることを殊更に強調しており、この商品が登録産品であるとの誤認が生じると考えられる。

事実をより一般的に表記できるにもかかわらず、その方法によらないと考えられる表記の例【(3) 関係】



<説明>

登録産品「飛騨牛」とは異なる牛肉について、その産地の表示として、「国産」や「岐阜県産」等の表記が可能であるにもかかわらず、旧国名である「飛騨」という地名を用いて表記している。

登録産品と同等の産品であると誤認が生じるような方法での表記の例【(3) 関係】



<説明>

「市田柿と同じ」と表記しなくとも、より一般的に製法の表記が可能であるにもかかわらず、登録産品「市田柿」とは異なる産品に対し、「市田柿と同じ製法の干柿」と表記することは、登録産品「市田柿」と同等の産品であるとの誤認が生じると考えられる。

客観的な事実を表記するために行う地理的表示の使用であると考えられる例【(4) 関係】

①



<説明>

登録産品「ところピンクにんにく」の規格外品を利用した商品であることを明確にした表記をしており、誤認は生じないと考えられる。

②



<説明>

登録産品「山内かぶらのタネ」を使用して製造したマスタードであることを明確にしており、野菜類である登録産品「山内かぶら」とは異なることが明らかであり、誤認は生じないと考えられる。

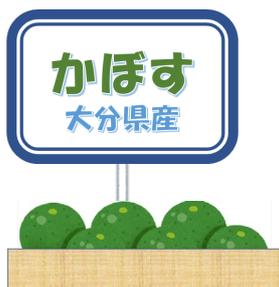
③



<説明>

商品名「かぼすポン酢」の原材料である「かぼす」に対して、「大分県産」であることを明確にしており、登録産品「大分かぼす」と誤認は生じないと考えられる。

④



⑤



<説明>

④、⑤の設例はともに、生鮮品のかぼすに対して、産地表示として「大分県産」又は「大分県」と表示していることが明らかなため、登録産品「大分かぼす」と誤認は生じないと考えられる。

※④の例は、2（3）⑧の類似等表示に該当する。しかし、生産地内の生産者が生産した農林水産物等に対し、このような表記をすることは、客観的な事実（生産地）を表記するために、誤認が生じないような方法で行う類似等表示の使用であり、GI法上の「使用」には当たらない。このため、生産地内の生産者が生産した農林水産物等に限っては、④の表記をしても差し支えないこととなる。

4 「主な原料若しくは材料」について

- (1) GI法第3条第2項本文は、登録産品と同じ区分の産品を主な原材料とする加工品に当該登録産品の地理的表示又は類似等表示を使用することを禁じている。これは、加工品の表示に当たり、その原材料産品を登録産品と表示すれば、一般に市場価値が高まることから、こうしたフリーライドを防止するため、仮に原材料産品を登録産品と表示した場合、実際に市場価値が高まると認められる加工品への地理的表示又は類似等表示の使用を禁止することとしたものである。
- (2) したがって、地理的表示又は類似等表示の使用が禁止される加工品に該当するかどうかは、原材料産品を登録産品と表示することによって市場価値が高まる加工品といえるかどうかを基準に判断する。仮に加工品全体に占める当該原材料の含有量が僅かであったとしても、地理的表示又は類似等表示の使用により加工品の市場価値が高まっている限りにおいては、「登録産品と同一区分の産品を主な原材料とする加工品」に該当し、原材料産品に関する地理的表示又は類似等表示の使用が禁止される。
- (3) 他方、同項第1号は、登録産品を主な原材料とする加工品に当該登録産品の地理的表示又は類似等表示を使用することを許容している。これは、このような加

工品については、地理的表示又は類似等表示を使用することが登録製品の価値へのフリーライドには当たらないと認められるためである。

(4) したがって、当該加工品が「登録製品を主な原材料とする加工品」として、原材料に関する地理的表示又は類似等表示の使用が許容されるかどうかは、地理的表示又は類似等表示の使用が登録製品の価値へのフリーライドに該当しないと評価できるかという観点から判断する。例えば、商品名又はキャッチコピーに用いる場合とその他の態様の表示に用いる場合とではフリーライドに該当するといえる程度が異なることから、表示の態様に応じて、それぞれ以下の点を考慮する。

① 商品名又はキャッチコピーに用いる場合は、原材料として使用される同種の農林水産物等の過半の量を占めていること

② その他の態様の表示に用いる場合には、原材料として使用される同種の農林水産物等の数等に照らし、相応の割合を使用していること。

③ ①又は②の場合において、原材料たる登録製品の特性が品質特性のものにあつては、当該特性が反映されていること。

ただし、いずれの場合であっても、登録製品のブランド価値を毀損しないことが前提であることに留意が必要。

5 商標権者等による地理的表示等の使用について

(1) GI 登録の日前の商標登録出願に係る登録商標の商標権者等（GI 法第3条第2項第2号）や GI 登録の日前から商標を使用する権利を有していた者（同項第3号）は、その使用が不正の目的でない限り、当該登録製品の地理的表示及び類似等表示に当たる当該商標を使用することができる。

(2) 他方、登録生産者団体の構成員たる生産業者が、登録製品の明細書の基準を満たさない製品に当該登録製品の地理的表示等に当たる登録商標を使用することは、需要者に当該製品が登録製品であると誤認させるおそれがあり、不正の目的をもって行われたものと考えられ、当該登録商標は使用することができない。

(3) ただし、登録生産者団体の構成員たる生産業者であっても、類似等表示に当たる登録商標の商標権者等であつて、当該登録商標に係る農林水産物等が、登録製品と区別してブランド化されており、需要者が当該製品を登録製品と混同するおそれがないもの（例：成貝（〇〇ホタテ）と稚貝（〇〇ベビーホタテ）、五等牛（△△牛）と三等級以上（△△黒毛和牛））であれば、当該登録商標を使用することができる。

6 先使用について

(1) GI 登録の日前から、不正の目的なく、登録製品と同じ区分の製品やそれを主な原材料とする加工品、それらの包装等に当該登録製品の地理的表示と同一の名称や類似等表示を使用していた者、その業務を承継した者（以下「先使用者」とい

う。)又はこれらの者からそのような表示がされた農林水産物等を譲渡等された者は、GI登録の日から起算して7年を経過する日の前日までは、当該登録製品の地理的表示や類似等表示を使用することができる(GI法第3条第2項第4号、GI法省令第3条第1号)。

(2) このため、先使用者であっても、GI登録の日以降に開発した商品については、登録製品の地理的表示又は類似等表示を使用することはできないこととなる。

(3) GI登録の日から起算して7年を経過する日以後については、

① 登録製品と同じ区分の製品に係る先使用者については、

イ 当該製品の生産地の全部が当該登録製品の生産地内にある場合であって、

ロ 当該登録製品との混同を防ぐのに適当な表示がなされていれば、

② 登録製品と同じ区分の製品を主な原材料とする加工品に係る先使用者については、

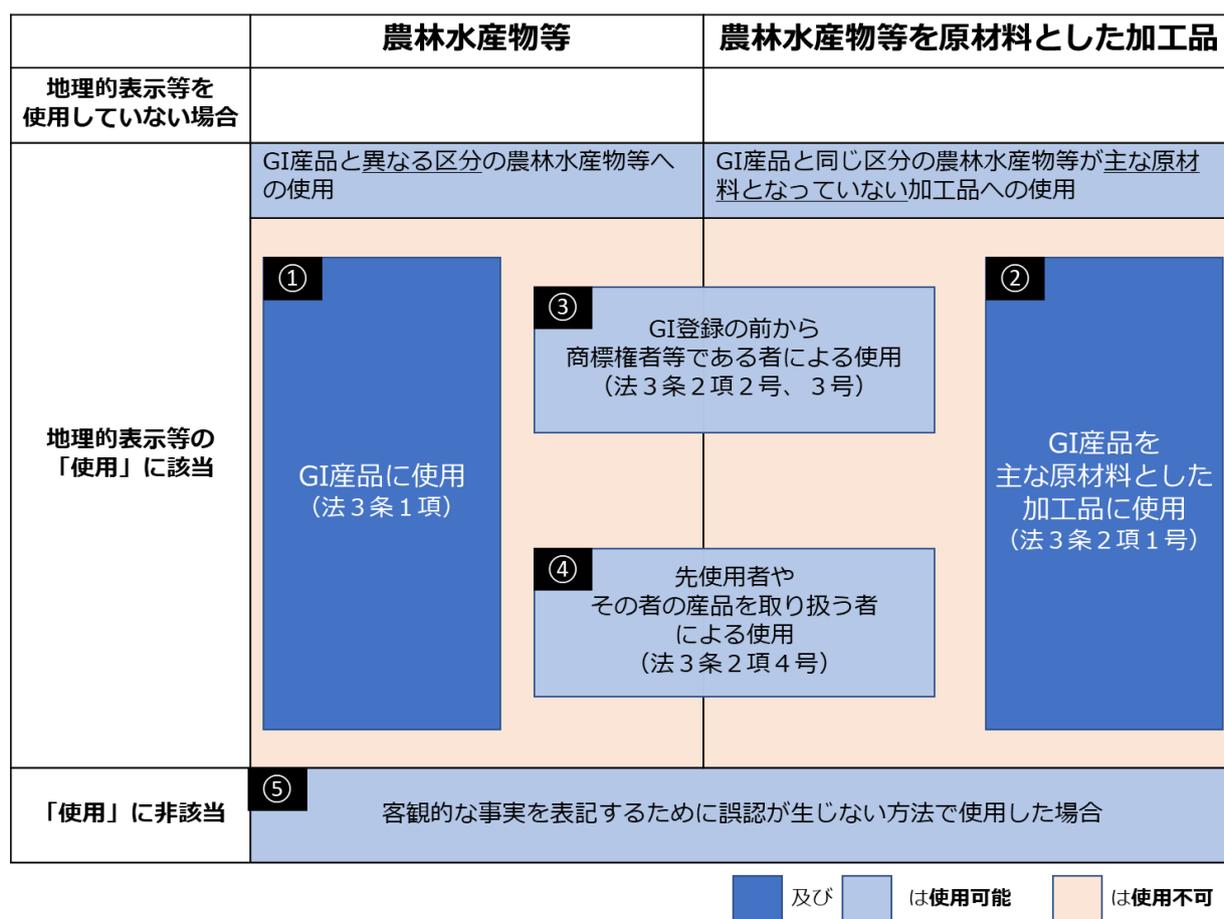
イ 当該加工品の主な原材料である農林水産物等の生産地の全部が当該登録製品の生産地内にある場合であって、

ロ 当該登録製品との混同を防ぐのに適当な表示がなされていれば、

当該登録製品の地理的表示又は類似等表示を使用することができる。

(参考) 2～6までのイメージ図

登録産品と同一の区分の農林水産物等や当該農林水産物等を主な原材料とする加工品又はその包装等に地理的表示又は類似等表示を表記する行為は、①登録産品への使用、②登録産品を主な原材料とした加工品への使用、③商標権者等による使用、④先使用者による使用以外は規制の対象となる。ただし、上記3のとおり、⑤客観的な事実を表記するために誤認が生じない方法で使用した場合には、GI法上の「使用」に該当せず、規制の対象とはならない。



○地理的表示保護制度に関するお問い合わせ先

地理的表示の使用について、ご心配がある方は下記までお問い合わせください。

農林水産省輸出・国際局知的財産課

TEL : 03-6744-2062 (直通)